

平成18年第6回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成18年8月23日（水）

開会 午前 10時04分

閉会 午後 0時58分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 2号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 3号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 4号 那須烏山市あすなる作業所及び那須烏山市すずらん作業所の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 5号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 6号 那須烏山市農業会館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 7号 那須烏山市八ヶ代コミュニティーセンターの指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 8号 那須烏山市民ふれあい農園及び那須烏山市民ふれあい交流体験館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 9号 那須烏山市自然休養村センター、那須烏山市山村活性化保健休養施設、那須烏山市森林総合利用促進施設、那須烏山市農林漁業体験実習館及び那須烏山市自然休養村キャンプ場の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第11 議案第10号 那須烏山市やまびこの湯の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第12 議案第11号 那須烏山市山あげ会館及び那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第13 議案第12号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時04分開会]

○議長（小森幸雄君） おはようございます。ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成18年第6回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、本日の臨時会にあたり、去る18日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成しましたので、ご協力くださるようお願いを申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君） ここで市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年第6回那須烏山市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては大変ご多用のところ、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、過日行われました7月の山あげ祭及び8月のいかんべ祭は、旧両町にありまして最大のイベントであり、県内屈指のお祭りでもございます。本年は、両お祭りともに合併記念の冠をつけていただきましたことや、天候にも恵まれまして、大いに盛り上がりを見せたお祭りでもあったと感じております。議会にありましても、議長を初め多くの議員にご参加をいただきまして、観光客への歓迎の言葉や記念パレード等にご参加をいただきましたこと、まことにありがたく感謝を申し上げる次第でございます。

これらのお祭りを通じまして感じるころは、合併後の市民の融和融合が着実に一步一步進んでいる。拍車がかかったことではないかと感じております。実行委員各位に改めましてご慰労と感謝の念を申し上げたいと存じております。

さて、今期臨時会は、補正予算を1件、条例の制定一部改正2件、指定管理者の指定について9件、計12議案を上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成18年第6回那須烏山市議会臨時会

- 開 議 平成18年8月23日（水） 午前10時
- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 2号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 3号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 4号 那須烏山市あすなろ作業所及び那須烏山市すずらん作業所の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 5号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 6号 那須烏山市農業会館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 7号 那須烏山市八ヶ代コミュニティーセンターの指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 8号 那須烏山市民ふれあい農園及び那須烏山市民ふれあい交流体験館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 9号 那須烏山市自然休養村センター、那須烏山市山村活性化保健休養施設、那須烏山市森林総合利用促進施設、那須烏山市農林漁業体験実習館及び那須烏山市自然休養村キャンプ場の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第11 議案第10号 那須烏山市やまびこの湯の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第12 議案第11号 那須烏山市山あげ会館及び那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第13 議案第12号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定について（市長提出）

日程 第14 議案第 1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に
5番 五味 潤 博君
6番 沼田 邦彦君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたします。

◎日程第3 議案第2号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 議案第2号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。公の施設の管理につきましては、平成18年6月15日付けで、那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例が公布をされ、指定管理者制度導入施設の検討や指定管理者の候補の選定手續を進めてまいりました。本市におきましては、平成18年9月1日から指定管理者制度を導入するため、19の公の施設の設置及び管理等の条例について所要の整備を図る必要がありますことから、この条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、各担当部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 議案書の次のページをお願いいたします。

議案第2号の条例制定は、指定管理者の導入に伴いまして必要となる規定を整備するため、19本の条例を一括提案し、所要の改正をお願いするものであります。

第1条については那須烏山市障害者福祉作業所設置及び管理条例の一部改正であります。それでは、補足説明をいたします。まず、第2条に1項を加えるは、従来の第3条名称及び位置を第2条第2項に整理統合し、見出しを「（設置等）」とするものであります。

次に第3条は新規で、第1項及び第2項は指定管理者に係る法律、条例の適用であります。第3項は、指定管理者が行う管理業務の範囲、第4項は管理義務であります。この第3条第1項及び第2項の法律条例の適用、また第3項は業務の範囲、第4項は管理業務につきましてはこの後の条例改正のほとんどに共通するものであります。

第4条は就業時間等で、従来規則で定めていましたが、指定管理者制度導入に伴いまして管理上明確化するため、条例に移行いたしました。

次に第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、以降5行につきましては指定管理者が入所の許可等を行うことによる改正であります。

次に第6条に2項を加えるのは、入所期間を従来規則で定めていましたが、就業時間と同様条例に移行いたしました。

次に第5条中「心身障害者」の次に以降の改正につきましては、従来の第4条心身障害者の定義、第5条入所者の資格につきまして第6条に整理統合いたしました。

最後に第5条は、従来規則で定めていましたが、就業時間、それから入所期間同様条例に移行いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 第2条から経済環境部の範囲になりますので説明を申し上げたいと思います。まずポイントのみを説明させていただきますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

第2条那須烏山市農村婦人の家設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。まず、場所は那須南農協の烏山支所の南側にある建物でございます。これは第3条の3項を削るとなっておりますが、この第3項については、市長は婦人の家の管理を他の公共団体に委託することができる。これを削除するものでございます。

次は、第3条那須烏山市農産物等加工処理施設設置、管理及び使用料条例の一部改正でございまして、まずこの場所につきましては、いかんべ祭が行われた会場の南側に図書館がありまして、その東側に環境改善センターがあるわけでございますが、その後ろの建物ということで場所についてはご理解をいただきたいと思います。

まず第1条中の「昭和22年法律第67号」の次に「法」を加える。あわせまして「同法」を「法」に改めるということでございます。

第3条は管理でございまして、市長は指定管理者に加工処理施設の管理を行わせるということです。2項は指定管理者の指定の手續等については、指定管理者の指定の手續等に関する条例の定めるところによりまして管理を行うということでございます。

3は業務の範囲を指しているわけでございますが、（1）は事業の運営、（2）は使用の許可、（3）は施設、附帯設備の維持管理に関する事、（4）は市長が必要とする事でございます。4項につきましては、良好な状況に管理をしていただくということでございます。

次の第5条第2項中、以下「市長」あるいは「職員」が括弧書きで出てきますが、これらを「指定管理者」に改めるものでございます。

次のページに入らせていただきまして、一番上の4項、市長は使用料を指定管理者の収入として収受させることができるということでございまして、以下内容的には手續等でございますので省略をさせていただきます。

第4条は那須烏山市農業会館設置及び管理条例の一部改正でございます。まず、場所については南那須地内に入って参りまして、高瀬に直売所がございまして、そこを右に曲がっていただきまして旧道をまっすぐ上がっていただきまして、最初の信号を右に曲がっていただきまして200メートルぐらいまいりまして、また右に曲がりまして70メートルぐら先に建物があるわけでございます。東原地内でございますが、そこが市の農業会館の事務所ということでございます。

この内容につきましては、第1条の項については先ほどと同様でありますので省略させてい

ただきまして、第3条の管理につきましては、市長は、指定管理者に農業会館の管理を行わせることができるということをごさいます、2項は指定管理者は条例に基づきまして定めるところによりまして管理を行うものである。3項につきましてはこの業務の範囲でございまして、前の条例と同じでございしますので、省略をさせていただきたいと思ひます。

次に第5条は、那須烏山市八ヶ代コミュニティーセンター設置及び管理条例の一部改正でございまして、これは八ヶ代地内、郵便局の先を左側にもとの旧小学校があるわけでございすが、そこが施設の位置でございす。

中身につきましては4条の農業会館とほとんど同様でございすので、中身は省略をさせていただきたいと思ひます。

第6条につきましては、那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例の一部改正でございまして、これは場所につきましては藤田の休養村に、後に出てきます交流センターなどパン工房などがあるわけでございすが、その中のふれあい農園を指しているものでございす。

第1条について、「法」については前回と同じでございす。

第3条の管理でございすが、管理につきましては、指定管理者にふれあい農園の管理を行わせるということでございす。2項、3項につきましては、前条と同様でございすので省略をさせていただきます。

次のページに入らせていただきまして、4項は、市長は、適当と認めるときは、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる以下が事務的なこととございすので、省略をさせていただきます。

5項は、利用料金は使用料の額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるというものでございす。額を変更しようとする場合には、市長の許可をもらうということとございす。

第7条は那須烏山市民ふれあい交流体験館設置及び管理条例の一部改正でございまして、これも前の6条の条例と場所は同じでございまして、ふじた体験むらの交流館、その先にパンをつくっているパン工房あるいは即売施設、その先にいちごハウスがある。その施設でございす。管理につきましては、指定管理者に体験館の管理を行わせるということとございまして、2項及び3項につきましては前項と内容がほぼ同じでございすので、省略をさせていただきます。

4項につきましては、良好な状態に管理するというところで、これもまた同じでございすので中身は省略させていただきます。

4条の2項につきましては、「市長」及び「職員」については「指定管理者」ということで読みかえるということとございす。

第8条那須烏山市自然休養村センター設置、管理及び使用料条例の一部改正でございまして、これは自然休養村をこの後指しているものでございまして、自然休養村につきましては、提出議案の予定の9をごらんになっていただくのと、先ほど全協のときにお渡ししました地図と一覧表をごらんになっていただきたいと思えます。

まず、地図と一覧表の中に番号が振ってあるわけですが、①自然休養村管理センターというのは、休養村の図面でいう一番北側の入り口のところに休養村センターの本館があるわけですが、①で表示されたところございまして、施設については宿泊施設が5部屋、大研修室、休憩所ですね、その上にコスモスという食堂があるわけですが、

2番について山村活性化保健休養施設ということで、②の施設でございまして、ここに宿泊施設、ロッジこぶしとその下のほうに反対側にテニスコートがあるわけですが、

3番は森林総合利用促進施設ということで、森林総合案内所と食堂くじら亭、野外ステージがあるところですが、

④が農林漁業体験実習館ということで、ここにはログキャビンが3棟とこぶしの湯があるところですが、

5番が自然休養村キャンプ場ということで、図面の一番上に⑤守山キャンプ場となっておりますが、そういう施設でございまして施設の位置あるいは中身につきましては、ご理解をいただいたというふうに思いますので、内容について説明をさせていただきます。

第8条的那須烏山市自然休養村センター設置、管理及び使用料条例の一部改正でございまして、先ほど申しました宿泊施設、大研修室、食堂コスモスでございます。これは第3条の管理につきましては、市長は、休養村センターに管理を行わせるということでございまして、3項につきましては管理の業務の範囲でございまして、従前と同じでございますので省略させていただきます。4項につきましても、良好に管理するというところでございますので、内容については省略させていただきます。

次のページに入らせていただきまして、3項でございまして、別表第2に掲げる使用区分により、休養村センターの施設及び当該施設に附属する施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないというふうな規定でございまして、

進んでまいりまして第5項中「別表」があるわけですが、「別表」を「別表第1」に改めるものでございまして、後ほど第2が出てくるわけですが、5項につきましては、市長が適当と認めるときは、利用料金を指定管理者に収入として収受させることができるということでございまして、以下事務手続でございまして、

その下の2項につきましては、6条第3項の規定によりまして、使用の許可を受けた者、これは目的外使用を言っているわけですが、別表の第2に定める使用料を市長に納入す

ということになるわけでございます。以下別表でございますので省略をさせていただきたいと思っております。

第9条は那須烏山市山村活性化保健休養施設設置、管理及び使用料条例の一部改正ということで、ロッジこぶしの宿泊施設とテニスコートでございます。第3条管理につきましては、前条例と同じでございますので省略をさせていただきたいと思っております。

次のページに入らせていただきまして、第4項につきましても、使用料について市長が適当と認める場合は指定管理者に収受させるということでございますので、内容は省略をさせていただきます。

次は第10条に入りまして、那須烏山市森林総合利用促進施設の設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。これは森林総合案内所、食堂のくじら亭と野外ステージのことを触れているわけでございます。管理につきましても前条例と同様でございます。

また、次のページに入らせていただきまして、4項の次の第3項、別表2に掲げる使用区分により、施設を利用する場合は市長の許可を受けて利用するというところでございます。

5項につきましては、市長が適当と認める場合は指定管理者に収入として収受させることができるということでございまして、以下事務的なものでございますので省略をさせていただきます。その2項につきましては別表第2のことに触れているわけございまして、これは目的外使用でございますので、使用料は市長に納入することになるわけでございます。以下表でございますので省略をさせていただきたいと思っております。

第11条は、那須烏山市やまびこの湯の設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。管理につきましては指定管理者にやまびこの湯の管理を行わせることができるということでございまして、以下同じような項目でございますので省略をさせていただきます。

次のページに入らせていただきまして5項でございますが、利用料金のことを触れているわけでございます。利用料金は別表に定める使用料の額の範囲内におきまして、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるというふうになっているわけございまして、利用料金はやまびこの湯については改正をさせていただきたいと思っております。別表中「400円」を「500円」に改める。これは大人の料金をいっているわけでございます。「200円」を「300円」に改める、これは子供の料金をいっているわけでございますので、この範囲の中でこれから定めていくということでございます。

第12条は那須烏山市農林漁業体験実習館設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。これはこぶしの湯とログキャビンのことを触れているわけでございます。管理につきましては指定管理者に管理を行わせるということでございます。2項、3項につきましても、前と同様でございますので省略をさせていただきます。

次の3項でございますが、別表第2に掲げる使用区分により、体験実習館の施設及び当該施設に附属する設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けてから使用するというところでございます。

さらに5項につきましては、市長は適当と認めるときは、指定管理者に収入を収受させることができるということでございます。

次の2項は、市長の許可を受けた者は、別表に定める使用料を市のほうに納入しなければならないということでございます。別表第1及び別表第2がございますが省略をさせていただきたいと思います。

次の第13条那須烏山市国見緑地公園設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。これは第3条の第3項を削るわけでございますが、婦人の家と同様、市長は他の公共団体に管理を委託することができるというところの1項を削るわけでございます。

第14条は那須烏山市自然休養村キャンプ場設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。場所につきましては先ほど申し上げました守山キャンプ場のことを触れているわけでございます。管理については従前と同様でございますので省略をさせていただきます。

4項、5項についても同様でございますので、省略をさせていただきます。

第15条は那須烏山市山あげ会館設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。指定管理者に山あげ会館の管理を行わせるということでございます。2項、3項、4項については同様でございますので省略をさせていただきます。5項につきましても使用料の納入でございます。6項につきましては、入館料は条例の範囲内で市長が承認を得てとるということでございますので、中身は省略をさせていただきます。

第16条那須烏山市龍門ふるさと民芸館の設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。民芸館は滝地内に設置されているわけでございます。場所につきましては、龍門の滝の上側と申しますか、西側と申しますか、位置されているわけでございます。内容については山あげ会館と同様でございますので、省略をさせていただきたいと思います。

第17条那須烏山市観光物産センター設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。場所につきましては、大金駅を降りまして左側にとがった屋根の建物があるわけでございますが、それが物産センターでございます。中身につきましては山あげ会館、民芸館と同様でございますので省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 建設部所管について第18条、第19条の補足説明を申し上げます。

まず、第18条は那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例の一部改正であります。改正の内容については指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づきまして、第4条第3項の文言の表現を整理するものでございます。この第4条第3項の内容は、市長は、都市公園の管理を適切かつ効果的に行うため必要があると認めるときは、公園、施設の管理をほかの公共団体等に委託することができるという内容でございますけれども、この条項を削除するというところでございます。

次に第19条那須烏山市農業集落排水処理施設設置、管理及び使用料条例の一部改正であります。改正内容は第18条同様、指定管理者の指定の手續に関する条例に基づきまして、第18条の管理の委託の条文を削除する文言表現を整理するものであります。それに伴いまして、第19条以下の条文を1条ずつ繰り上げ条文を整理するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 要望を含めまして3点ほど申し上げたいと思います。

まず1点、これは執行部の皆さんにお願いしたいんですが、議会に提出される資料についてはぜひページ数を振っていただけませんか。特に今提案されています条例は何ページにも及びまして、私のほうで質問するにも何ページの何行目と申し上げたくても、そういう面で質問がしづらい部分がありますので、ぜひこれはお願いしたいと思います。

次ですが、指定管理者制度に関する条例につきましては、6月の定例会で既に議決済みであります。今回の条例制定の中にも、指定管理者が下請をさせる場合、下請に関する禁止とか制限に関する条例規定が載っておりません。今回はこれでよしとしても、次回、この下請に関する制限等については、ぜひこの条例の中で整備すべきではないかと思っております。

市長もご承知のとおり、埼玉県で流れるプールの事故がありました。あれも実際に管理したのは下請とか孫請とかそのようにも報道されておりますので、ぜひこの件、お願いしたいと思います。

次にもう1点、お願いします。ページ数が振ってありませんので、何と申し上げたらよろしいかわかりませんが、障害福祉作業所設置及び管理条例の一部改正に関することですが、これの2枚目の10行目に、第6条の次に2項を加え同条第7条とするとあります。現在の第6条は何かといいますと、作業所に入所しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとあります。今回の追加の部分には、前項の許可に係る入所の期間は3年以内とする。次に3項で指定管理者は特に必要があるときは、第1項の許可を更新することができるという

るわけでありませう。

そこで、今回、後から指定管理者につきまして、このあすなろ作業所とすずらん作業所については出てくるわけなんです、障害者を自立支援する授産施設の目的は、彼らに自立を身につけさせ社会に送り出すことではないかと思っております。しかし、実際にはほとんどの施設で生涯働いている。もう何十年も働いているというような状況ではないかと思っております。

それに対して社会的コスト、市の負担ですね。ことしの予算でも、あすなろ作業所については2,136万6,000円の運営費です。すずらん作業所は526万6,000円。合わせまして2,663万3,000円も2つの作業所に支出しているわけなんです。しかし、実際にはこれ以上に電気料、水道料、これらは市が直接払っているか。それとも社会福祉協議会が払っているのではないかと思っております。ただ単に予算に含まれている2,663万2,000円、これを実際に作業所で働いている人数を調査しましたところ、あすなろでは16名、すずらんです10名、合わせて26名で割りますと、1人当たり102万4,000円も障害者施設にかかっているわけでありませう。

このような状況から質問したいんですが、こういった方が障害者支援の目的どおり、早く社会に復帰させなければならぬと思われているわけなんです、この就職活動について、現在、市のほうで何らかの支援をされているのか、これが1点。

それともう一つ、これは担当部長さんもわからないかもしれませんが、作業所で働く彼らの収入金。私は向こうのあすなろ作業所のほうはわかりませんが、すずらん作業所のほうはアルミ缶のつぶしを大体主にやっています、つぶして販売した額は全部関係者でもって配分をしているようなんですが、これらが年間でも月でもいいですが、どれぐらいの収入があるのか。もし承知してましたら答弁を求めませう。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この資料等のページ数につきましては、大変配慮不足で申しわけないと思っております。次回からページ数を明示することでお答えとさせていただきますと思っております。

次に、下請禁止等についてのご質問がございましたけれども、確かに大変安全で安心な市政をしくためにはそういったご指摘も当然だろうと思っておりますので、検討を加えることといたしたいと思っております。

3つ目の障害福祉に関することとございませうけれども、収入等のことにつきましては市民福祉部長にお答えをさせたいと思っておりますけれども、経費が2,600万円、あすなろ作業所、すずらん作業所、両方かかっている。指導者の人件費が主とございませう。ご案内のように自立支援一括法が施行された時代におきまして、障害者福祉の核たる施設であろうと認識もいたして

おります。社会復帰のための授産所という位置づけは間違いございませんけれども、多くの企業の方にも参画をいただいて、社会復帰を着実に行っていきたいと考えております。

またさらに、新たな2次製品、3次製品等の請負も行ってございまして、そういった社会貢献にも大いに寄与しておりますので、その点もご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 収入金につきましてお答えをいたします。

手元に正確な資料はございませんが、入所者、利用者の程度によりまして、また、入所日数等によりまして多少違いますが、月額1,000円単位。多くても1万円から2万円ぐらいというふうに聞いております。細かい資料が手元にないんですが、後でお示ししたいと考えております。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 6月定例議会に続きまして指定管理者導入に係る、今度は具体的な施設関係の指定ということで条例化するわけでございます。指定管理者制度の条例化そのものについては何点かご指摘をしたんですけれども、そのときに市長のほうから指定管理者導入の目的ということで、1つは行政経費の削減、2つ目はサービスは維持向上するんだというようなご指摘を受けたわけでありまして。しかし、今、同僚議員のほうからも質問がありましたように、埼玉県のみじみ市の市営プールの排水吸引事件、これは事故じゃなくて事件ですね。指定管理をしていた者が丸投げで下請、孫請だと。その孫請けされた業者の中にはライフセーバー等の資格もなかったというようなことで、大変社会的な問題になったわけでありまして。

さらにはもっとさかのぼりますと、耐震構造の偽装建築問題で大変問題になりましたヒューザー事件ですけれども、これも検査機関を民間に委託してからこういう事件が発生しているという問題がありますし、あるいは郵政民営化につきましても、郵政を民営化することが最大の行革だと小泉首相が言ったんですけれども、実際にこれが国会のほうで強行されますと、全国の1,048の集配の業務が廃止される。この那須烏山市でも大金地区の郵便業務がこれに該当になるということで、実際には郵政民営化して行政経費を削減し郵政サービスは下げないと言っているわけですが、郵政サービスのこういう地方の切り捨てというようなことで、全くうそだったということが日に日に証明されているのではないかなというふうに思います。

それで、官から民へということで進められております指定管理者制度の問題でございまして、問題は行政経費が削減されるということはプラスの側面でございますけれども、その一方で、本来の公共福祉とか、あるいは公共サービスとか市民の安全とか、こういうものが損なわれて

はならないわけであります。そういう意味で、もう一度公共性を確保するという意味ではどのようにお考えなのか。単に経営の安定というだけではなくて、公共性の確保、公共サービスの維持向上、市民の安全、こういう点でどのような考え方を持っておられるのか。まず確認をしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 過日の6月定例会でも申し上げたとおりでございますが、基本的に指定管理者制度導入、今後、予想されます市場化テストの導入も含めて、この導入にあたっての最大の目的は、行革の一環としての経費の削減だろうと考えております。さらには、やはり今、平塚議員ご指摘の公共サービスの維持あるいは向上、悪くても維持、向上を目指す。この2点だろうと認識をいたしておりますし、本市にありましては、そのような指定管理者を選考するにいたしましても、それを最大限尊重する。そういう形で進めていきたい。

したがって、市営プールであるとか、そういった耐震のことについても全国的に懸念されるようなニュースをもとに、今、平塚議員、ご指摘になりましたけれども、やはり安全で安心なまちづくりはさらに優先をされるべきものと考えておりますので、そのようなことを踏まえて慎重かつ英断を持った指定管理者の選び方、このようなことに努めていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 先ほどとダブるような質問になるかと思うんですけれども、問題は、ふじみ市の問題でも指定管理を受けた業者が下請をしていたという問題です。こういうことで、安全管理あるいは公共管理がおろそかになってはとんでもないというふうに思いますので、改めて例えば先ほどお示しのあった自然休養村等につきましては、こういうところに全部指定管理をするんだけれども、それが結局孫請で一つ一つの業務については別々な業者、基本的には管理がばらばらで、それぞれどういう内容でやっているかわからないというようなことのないように、それが正しい例になるかどうかわかりませんが、全体としてこれから指定管理を任すところに、行政のほうに単に経営状況が後から報告になるということではなくて、公共性を確保するという意味から、安全、安心の管理も含めて経費は節減をするような努力を図りながらも、市民の安全、安心を行政としてもしっかりと管理するという意味から、業務は指定管理するけれども公共的にちゃんとコントロールできるということが担保されるかどうか、その点を確認したいと思います。

それと、今の同僚議員の質問でありましたが、あすなる作業所、すずらん作業所関係でございますけれども、先ほど両方とも1年間に2,600万円程度の行政経費が支出されていたということでございますけれども、これについては指定管理をしますとどうなるのか。あるいは

山あげ会館とか龍門ふるさと民芸館についても今まで行政経費が出されていたんですが、それについては指定管理は名目上するけれども、行政経費については今まで同様に出していくんだという考え方なのか。その辺の考え方をお示しいただきたいと思います。

とりわけ福祉施設については、私は自立支援なんていうことを言いますが、国のほうが経費を一方向的に削減して、障害者に無理に自立しろということを強要するような、現場で働く職員、いろいろな施設の経営者も含めて自立支援という名のもとに大変な状況に追い込まれているというのが事実なんです。そういう意味でも、単に指定管理をしたからということで経費節減しろということではなくて、福祉施設だということを踏まえて、那須烏山市としては今まで同様な手厚い支援をしていただきたいというふうに思うんですが、その辺の考え方をご説明いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 前段の安全なまちづくりの事業の一環についての下請等についてのご指摘がございまして、そのご指摘は十分同感な感がいたします。すなわち先ほども担当部長のほうから補足説明をさせていただきましたけれども、指定管理者を指定する、これは市でございまして、すなわち市長でございまして、最後の責任は市長が持つということでございますので、トータル管理は市長にあると私も認識をいたしておりますので、そういった安全面を含めた担保はされるものとご理解いただきたいと思います。

さらに、すずらん作業所等についての授産施設についても再度お尋ねがございましたけれども、後でも具体的な作業所名で上程をさせていただきます。このことにつきましては当面平成20年の3月31日までを契約期間といたしております。したがって、こういった福祉授産施設は先ほども社会貢献、大なるものが当然ございますので、また社会復帰のために各指導者も含めて努力をしているところでございますので、当面、今のサービスを落とさない支援をしていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 責任者の話は事務当局が安全性確保のための下請問題も含めた管理システムがどうなっているのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） それでは担当部長のほうに振らせていただきまして、市民福祉部長に答えさせていただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 管理関係です。福祉もすべて収益が上がる公の施設、また全く収入のない公の施設が今回管理者委託制度ということで導入を考えております。特に、収益的

に上がらないものにつきましては、やはり平塚議員がご指摘いたしますように、職員の配置関係等については、別に今回、条例等には載ってございませんけれども、このほかに管理を委託する場合については細かい仕様書というものをつくることになってまいります。

そのことから、やはり福祉施設等につきましては、職員の配置の人数とかそういうものもすべてうたう必要性があるだろう。そういうことをしないと、職員の削減とか何かを民間がして、サービスの低下が起きる可能性があるということも十分予測されますので、それらについては職員の配置関係の人数等については明示をしていきたいというふうに考えております。

委託関係につきましては、懸念されますように再委託というのがやはり問題になってくるんだろうというふうに思っております。これらにつきましては、やはり業務の一部委託はできるということで公の指定管理者については原則論としてございます。しかし、一部ということで拡大になる可能性が十分あることも予測されますので、これらについては業務の再委託の禁止という項目を設けて、原則論は禁止をいたします。しかし、清掃とか食堂部門とか、そういうものについては委託ができるというような内容等も当然協議の中でできますので、仕様書等についてはそういうことを十分配慮しながら、これから仕様書づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 福祉作業所につきまして総務部長と重複する部分がありますが、この管理にあたりましては、仕様書に基づきまして基本的に市の考え方、法令の遵守、管理の基準とか業務の範囲、こういうことを仕様書及び協定書等できちんと確認をしていきたいというふうに考えております。

指定管理者制度に移行して経費はどうなるんだというようなご質問ですが、現在福祉作業所につきましては先ほど市長の答弁がありましたように、ほとんどが指導員の人件費でございます。したがって、当初予算に見積もった金額につきまして、平成18年度は経費はその金額で指定管理の協定の締結をしていきたいというふうに考えております。ですから、経費につきましては当初予算どおりでございます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長 佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 山あげ会館等につきましては、経費的には当初予算よりおおむね3万円程度少なくなる考えになっております。これは入館が幾分減ってきておりますのでやむを得ないのかなと感じております。

また、中身の業務につきましては特に観光客の方と接しますので、接待とかいろいろな機械を使いますのでメンテ関係、これを十分にお願いするような考えをしております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 最後の質問でございますが、平成18年度はわかりましたが、これからの指定管理につきましても、ある程度必要な公共福祉を保つためには必要な行政支出もお願いしたいというふうに思いますが、これまで例えば外郭団体に職員を出していた場合に、人件費について非常に問題になったというような経過がありましたけれども、この指定管理については、市職員をそこに出向させるというようなこともあるのかなのか、その辺の考え方について最後にお聞きしたいと思います。これについても、必要な公共性を保つためにはある程度必要かなというふうに思いますが、制度上、また住民監査だ何だということになると困りますので、そういうものを含めて必要なものについては配置をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この外郭団体への市職員等につきましては、基本的にはないもののご理解をいただきたいと思います。しかしながら、議員もご指摘のとおり、どうしてもこれをやらなければ一段とサービスが落ちる、あるいはこれは市民の方も理解ができないなというような場合が発生するかどうかわかりませんが、そのような場合を除いては、やはり派遣がないもののご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ただいまの第2号議案について全体的な部分なんですけど、1点お伺いをしたいと思います。

今までここに書かれている団体は、管理委託団体ということですよ。それが今度指定管理者制度を導入することによって、指定管理者として今度をお願いをしていくということだと思うんですが、これが大体11団体あるのかなというふうに思っております。この11団体のところに指定管理者制度を導入するよ、または指定管理者制度はどういうものかというようなお話が同じ情報として出ているのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今回の指定管理者関係につきましては、基本的には従前と全く変わらないということで進めさせていただいております。やまびこの湯を除いて、そういう基本的な考え方で進めさせていただいております。その内容等については、担当者、担当課のほうからある程度の内容の説明は、委託先についてはご説明をされているというふうに私のほうも思っておりますし、そういうことでお話をさせていただきたいということで各部のほうにはお願いをさせていただきます。そういうことから、詳細までにわたる内容等についてはまだ説明をされ

ていない団体等もあるかもしれませんが、これから基本的には細部にわたって個々に小さな問題からすべて詰めていくということで進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今の総務部長の回答なのですが、できれば対象となる11団体、これは団体ですから、その代表者ぐらいは集めて指定管理者制度の内容について、また、本日この後の議案にも上程されております個人情報保護条例また情報公開条例等々も絡んでくるわけですから、やはり代表者ぐらいは集めて、その辺の趣旨説明というのがあってよろしかったのではないのかなというふうに私は思っております。これは部局が総務部になるのか経済環境部になるのかどこになるのかわかりませんが、その辺の計らいがぜひ欲しかったなどという要望をさせていただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 確かに指定管理者制度、実はこれは職員の中でも大変理解が難しいところもあったようでございまして、実は臨時議会ももう少し早目に開きたかったんですが、きょうになったということもございまして。大変わかりにくいということもありますので、今後そのような意見を踏まえて、勉強会といいますか研究会等を市が主催をして開催させていただきたいと思いますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○3番（久保居光一郎君） 了解いたしました。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私はこの指定管理者制度について、9月末日までにはこの制度を導入しなさい。平成15年6月13日公布で平成15年9月1日施行というやつですから、期間が来ているのはわかるんですが、個別条例の改正をやってから本来ならば順序としては募集をかけるわけですよ。もうこれは同時進行なんですよ。とにかく日にちがないということもわかりますが、特にやまびこの湯、全協の中でもいろいろ議論があったところではありますが、これは順序というものがもうちょっと早くすればいいんじゃないのか。これについて執行部のほうではいろいろな理由があるでしょうから、それなりの説明をしていただきたい。

それともう1点、指定管理者制度自体が、本来ならば行政経費の削減ということが目標なわけでありまして、ただやまびこの湯に関しては、これは民に委託をいたしました。それ以外の施設に関しましては、従来どおりの人にあるいは団体に制度を適用しております。私はこれでは指定管理者制度の意味をなさない。本来なれば山あげ会館、やまびこの湯、こういうものもしっかりした入札なり選考なりをして、ここに持っていくのが普通である。ただ、これに関しても恐らく執行部のほうは期間がない。だからとりあえず1年7カ月をこの制度を適用したんだと言いますが、この制度を適用するということはどういうことかと申しますと、これは地方自治法の条例改正の中に普通地方公共団体の長または委員会というものが、指定管理者の管理する公の施設の業務または経理の状況に関し報告を求められる。また調査を実施することができる。違反した場合には取り消しもできる。こういう1つの条文があるわけでありまして。

しかし、この中で先ほど観光協会とかいろいろなところに委託をした。こういう監査をするのかどうか。なぜそうかというできないんですね。むしろこっちが金を払っているんだから、行政側があそこに運営経費を払っている。それでまた行政が管理者に業務の経費を課すことはできない。こういう矛盾点はどういうふうに考えているのか。この3点をお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まず第1点目の指定管理者制度の取り組み方でもございましたけれども、ご指摘のとおりおくれたという事実は否めない事実でございます。これは期間がないという理由は、平成15年からやっているんだからという理由からすれば、9月1日からやるにはもう少し余裕があったほうがよかったのではないかとこのように思っているのは、私も同感でございますが、やはり何とか9月1日に合わせるためのこのような措置になったこともご理解をいただきたいと思っております。

2点目の経費の削減等については、再々私も発言をしておりますとおり、この指定管理者制度の目的は、やはり行政経費の削減とサービスの維持向上、この2点にある。特に第一には経費の削減であることも私も大いに認識をいたしております。今回上程する12議案の中で、やまびこの湯だけがその削減対象になっておりまして、そういった意味ではそのことだけが注目されがちでございますが、ただ、先ほども申し上げましたとおり、時間的な余裕をちょっといただければ、この契約期間、先ほど山あげ会館等のお話もありましたけれども、9月1日から1年7カ月間というような期限を絞っての契約になります。

したがって、その間においては、指定管理者、さらに市場化テストも私は地方にも入ってくる。このように考えておりますことから、私は先ほど英断を持った対応が必要だというお答えもさせていただきましたけれども、このことにつきましては、官と民の入札を大いに英断を持ってやっていく必要があるという必要性は感じております。そのことによる仕様書も大い

に真剣に検討して対処していきたいという考えを持っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

監査等については、担当部長から説明をさせます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 指定管理者関係につきましては、先ほど樋山議員がおっしゃられましたように、地方自治法関係の244条の2でいろいろ指定管理者関係等についても定まってきております。それを受けて、那須烏山市の指定管理者の指定の手續関係に関する条例、これは6月に議決をいただいたわけですが、その中で第13条に事業の報告という条文がうたってございます。それを見てみますと、指定管理者の業務及び経理の状況等につきまして必要に応じて提出を求めることができるという、また調査もできるという条文を加えてございます。そういうことから、経営状況とかそういうものについての掌握をしていきたいというふうに思っております。

また、指定の取り消し等についても今お話があったわけですが、指定の取り消し等につきましては、今申し上げましたように、支持に従わないときについては指定の取り消しができるという条文等もございます。その場合、指定を取り消した場合については、通常は損害賠償というものが発生すると思っておりますけれども、それについても第14条で市の賠償は行わないという条文をつけてございます。こういうことから、仕様書等においてもそういうものを入れながら、指定管理者との協定を結んでいきたいというふうに思っております。

監査ができるかどうかという問題ですが、今回についてはそういう経理の状況等も当然報告をしていただくという義務づけをさせていただきますので、実質的には監査等についてはできるというふうに私は解釈をしております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 1番と2番の質問に関しては、時間がなかったのでやむを得ないんだと。私は3番目に言っているのは、これを決議した後に協定書を結ぶ。その協定書を結ぶときにこういう条項が無視されるのはどうなのかなと。あるいはもう指定管理者という名ばかりの制度、今までやっていた人に委託をしたんだから、1年7カ月の間に今度は条件をそろえて、今度は先ほど言ったように入札なり選考なりをして応募、そして新しい人にこれを任すんだ。その1年7カ月の間だから、この問題に関してはさほど重要ではないんだというふうに考えているのか。それとも、1年7カ月の経過後に、これはまた同じ団体なり会社なりにこの指定管理者制度を適用するのか、この辺のことを私は心配しているわけです。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 参考文献の補足についてお答えをいたしますが、これは9月1日から指定管理者制度を、今、上程をいたしております施設に導入をいたします。それを先ほども申し上げましたとおり、最後の責任は市にございますので、やはり市長の責任において指定管理者制度を導入をするということで委託をするということでございますから、これは監査であろうが報告であろうが、これは1年7カ月の間も真剣にやっていきたいと思っております。また、さらにその後においても、これは経費の削減、サービスの維持を目的とした仕様書を作成することによって、同じ業者が落札するかもしれません。あるいは新たな民間の方が落札するかもしれません。それは英断を持って公平公正な判断をしたいということでございますので、ご理解いただきたい。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今答弁を聞きましたが、ぜひともこの問題は、私は旧烏山の山あげ会館あるいは龍門ふるさと民芸館、こういう負の財産、こういうものはいち早く民間なりあるいはこれをやる団体に、こちらから行政としてお金を出さないように入館料で何とか賄える。そういうふうにしていかなければ、この指定管理者制度というものは制度ができてもしかされてこないんですよ。ですから、私はこの問題に関しては、最終的には契約期間が過ぎた1年7カ月後には応募して、そして入札をするなり、できるだけ早くこういうものを切り離す。

なぜ温泉がこの制度を適用したかという、月々200万円の赤字が出る。だからこれは何とかして指定管理者制度にもって行って、あそこの赤字を減らそうと考えたわけですから、ほかにもあるはずであります。運営資金を市が人件費を含めて払っているということでは、いつまでたってもこの指定管理者制度というものが生きてこない。だから、できるだけ計画性を持って、この施設に関しては1年7カ月後には間違いなく官や民に移すんだ。そして市からの財政負担はゼロにする。こういうふうな考えを持って進めていかなければ、この制度が生きないと私は考えますが、市長はどう考えるか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 指定管理者制度あるいは今後恐らく地方にも導入されるだろう市場化テストなるものは、その基本的な理念はまさに今樋山議員のご指摘のとおりだと私も強く理解をいたしております。したがって、その第一弾といたしまして、このやまびこの湯については、後ほど議決いただくように4,600万円の削減ができております。したがって、これからも基本的にその行政経費はゼロでございます。そのようなことにしていきたい。これが理想であります。そのことも1年7カ月の間に議会そして学識経験の民間の皆さん方の意見を聞きながら、私はそのようなあるべく指定管理者、市場化テストの本質に迫る形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○18番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにいたします。

よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 議案第3号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第3号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年9月1日から市が設置をする公の施設について、地方自治法第244条の2に規定をする指定管理者制度を導入することに伴いまして、実施機関及び指定管理者に当該公の施設の管理の業務に係る個人情報及び情報の適正な管理を行わせるために所要の規定を定めるための改正を行うものでございます。なお、個人情報保護条例につきましては、適正管

理の実効性を確保するために、現行条例と同様に指定管理者等に罰則規定を設けるものいたします。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

先ほど指定管理者制度導入に伴う関係条例が議決をされ、平成18年9月1日から施行されることとなりました。このことから指定管理者の導入に伴い、個人情報の保護を図る必要があること、実施機関及び指定管理者に公の施設の管理の業務に係る個人情報の適正管理を行うため、あわせて指定管理者等に罰則規定を適用させる必要があるため、個人情報保護条例の一部改正を行うものでございます。

また、情報公開条例につきましても、指定管理者に対し、公の施設の管理の業務の説明責任を果たすための責務等を定めるため、同様に一部改正を行うものでございます。

改正条文に沿ってご説明いたしますので、2枚目をお開きいただきたいと思います。まず、個人情報保護条例の一部改正であります。第2条第2号は個人情報の定義を定めた規定で、団体、法人の役員に関する情報は保護対象外として取り扱ってまいりました。今回、改正によりまして、個人情報保護法にあわせ、個人情報の対象とすることとしたため、ただし書き及び同号ア及びイを削ったものでございます。

第2条第7号は事業者の定義を定めている規定で、今回、第18条で定義をいたしていた独立行政法人を事業者として整理追加いたしましたものでございます。

第7条第2項第7号及び第12条については用語の整理を行うとともに、指定管理者の指定に伴う措置を第12条の2として新たに追加いたしましたものでございます。委託に伴う措置と同様に個人情報の保護を図る観点から、第1項では施設を管理するにあたって取り扱われる個人情報の保護に関し必要な措置、第2項では個人情報の適切な管理のために必要な措置、次のページになりますが、第3項では施設に従事している者の守秘義務を定めたものでございます。

第18条につきましては、第2条第7号を整理した関係で、同様の所要の規定の整理を行ったものでございます。

第59条及び第60条につきましては罰則規定の改正であります。冒頭でご説明したとおり、指定管理者に罰則規定を適用させ、指定管理者が正当な理由がないのに公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報、特に電算計算機処理により検索することができるように体系的に構成された情報の集合物、いわゆるデータベースなどを提供したときは、2年以下の懲役または10万円以下の罰金に処し、また公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報、事項、もし

くは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとしたものでございます。

なお、罰則規定の改正につきましては、その実効性を担保するため、管轄検察庁である宇都宮地方検察庁と事前協議を行い、特に意見なしという回答を得ております。この罰則規定につきましては、従前の一部委託と全く同様の取り扱いになります。

続いて、情報公開条例の一部改正についてであります。第25条の2として、指定管理者に対する公の施設の管理の業務の説明責務を果たすため、責務等を規定し、その関係で目次や第25条の見出しについて所要の整理を行ったものでございます。

最後に、附則の施行期日につきましては、指定管理者制度導入にあわせ平成18年9月1日から施行することとしたものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第3号の市の個人情報保護条例及び市の情報公開条例の一部改正でございますが、これらは先ほど議決をしました指定管理者の事業者に対する個人情報及び情報公開条例を一般行政と同様に課すということの考え方だというふうに思います。

個人情報につきましては全くこのとおりで納得できるんですが、情報公開は一般行政と同じように情報公開を求めることができるんでしょうか。その辺をちょっと確認したいと思います。

この条例改正とはまた別に、先ほどの質問の繰り返しになってしまうかもしれませんが、6月に議決をしました指定管理者指定の手續とか指定管理の管理業務の範囲についての条例の中の第13条関係でございますが、指定管理者に対して当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実施に関し必要な指示をできるということを定めたわけですけれども、この辺、執行部のほうでは指定管理をした業者に対して事業報告とか経理の内容の報告を受けることができるわけですけれども、それでもって監査ができるというふうに考えるというような答弁だったと思うんですけれども、議会のほうでもその指定管理者を指名議決をして、その後、これの指定管理業務の事業内容についてチェックができないということでは困りますので、決算等で事業の内容や経理の内容について、きちっと掌握できるような資料が出せないのかどうか。執行部と同様に掌握をしたいと考えておりますので、その辺の考え方についてもご説明をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 最初に、指定管理者関係についての関係書類の報告関係につい

てお答えを申し上げたいと思います。この報告関係については、指定管理者についても義務づけを行ったものでございます。しかし、情報そのものを全く出すということもなかなか難しいもの等もあるかと思えます。私どものほうで本来関与できるものは、指定管理者に伴う経費等だけでございます。

そういうことを限定をして考えてみますと、現在行っている方法については、市のほうに当然そういう報告が提出をされてまいります。そうしますと、それは公文書というようなことで管理をされておりますので、それに基づく情報公開を現在行っているというのが実態でございます。これからも指定管理者制度が当然行われてまいりますので、管理者制度等についても業者に理解をいただきながら、自主的に情報公開ができるような体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

議会の関与関係になるかと思えます。ストレートで指定管理者のところに関係書類ということは非常に難しいのかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、当然、市のほうにそういう関係の書類等が提出をされてまいります。そういうものについては、議員さんについては情報の公開というよりも、情報の提供ということで対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 説明でわかったんですけど、いずれにしても指定管理者に業務委託をすることによって、公共的な事業がブラックボックスになっては困りますので、そのことの担保のために指摘をしたので、公共性を保つ意味からも、その点については留意をお願いしたいと思います。

以上です。答弁はいいです。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点、確認のためにお伺いをしたいと思います。この改正条例案の2ページ目です。この頭に12条の2の3項が載っておりますが、これは要約すれば、指定管理者が当該業務に関して知り得た情報、個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないとありますが、この情報を漏らした場合の罰則、これは既に制定されております個人情報保護条例でいう59条から62条が適用されるのかお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今のご質問のとおりでございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

お諮りいたします。日程第5 議案第4号から日程第13 議案第12号までの、公の施設の管理における指定管理者制度に係る指定管理者の指定についての9議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第 5 議案第 4号 那須烏山市あすなろ作業所及び那須烏山市すずらん

作業所の指定管理者の指定について

- ◎日程第 6 議案第 5号 那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定について
- ◎日程第 7 議案第 6号 那須烏山市農業会館の指定管理者の指定について
- ◎日程第 8 議案第 7号 那須烏山市八ヶ代コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- ◎日程第 9 議案第 8号 那須烏山市民ふれあい農園及び那須烏山市民ふれあい交流体験館の指定管理者の指定について
- ◎日程第 10 議案第 9号 那須烏山市自然休養村センター、那須烏山市山村活性化保健休養施設、那須烏山市森林総合利用促進施設、那須烏山市農林漁業体験実習館及び那須烏山市自然休養村キャンプ場の指定管理者の指定について
- ◎日程第 11 議案第 10号 那須烏山市やまびこの湯の指定管理者の指定について
- ◎日程第 12 議案第 11号 那須烏山市山あげ会館及び那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定について
- ◎日程第 13 議案第 12号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第4号 那須烏山市あすなろ作業所及び那須烏山市すずらん作業所の指定管理者の指定から議案第12号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定までの9議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第4号から議案第12号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号 那須烏山市あすなろ作業所及び那須烏山市すずらん作業所の指定管理者の指定についてであります。地方自治法の改正に伴い、市有施設の管理について管理者を指定して委託することとなり、那須烏山市あすなろ作業所及び那須烏山市すずらん作業所の指定管理者につきましても、社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会といたしまして、期間を平成18年9月1日から平成19年3月31日までといたします。

議案第5号でございます。那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例及び施行規則に基づきまして、那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理者の指定をするものでございます。当該施設は、昭和63年度に県単むらづくり対策事業といたしまして、農村女性の生きがいつくりと地域農業の発展に寄与する目的で設置されました。現在、那須南農業協同組合に管理を委託しており、農村地域の住民のボランティア等に幅広く利用されております。

このたびの指定管理者の指定に伴い、当該施設の円滑かつ効果的な運営を図るためにも、那須南農業協同組合を指定管理者として指定し、指定期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとしたいと考えております。

次は議案第6号 那須烏山市農業会館の指定管理者の指定についてであります。当該施設は、各種営農事業の活性化及び農家の農業経営改善を図るために、平成16年度に旧南那須町単独事業により整備をされたものでございます。

現在、当該施設は、旧南那須町のすべての土地改良団体が加入しておりまして、南那須土地改良事業団体協議会に管理を委託されており、効率的な施設の運営と維持管理をされております。

このたびの指定管理者の指定に伴いまして、当該施設の円滑かつ効果的な運営を図るためにも、多くの農業者と密接な関係のあります南那須土地改良事業団体協議会を指定管理者として指定いたしまして、農業振興を目指すものでございます。なお、指定期間は平成18年9月1日から平成20年3月31日までといたします。

議案第7号でございます。那須烏山市八ヶ代コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてであります。当該施設は、地域農家の農業経営改善を図るために、平成10年度に県営農村総合整備事業（大川地区）によって整備をされたものでございます。現在、当該施設は地元八ヶ代自治会内にある八ヶ代コミュニティーセンター管理組合に管理を委託されておりまして、効率的かつ地域に密着した施設の維持管理運営をされております。

このたびの指定管理者の指定に伴い当該施設の円滑かつ効果的な運営を引き続き図るためにも、八ヶ代コミュニティーセンター管理組合を指定管理者として指定し、地域の農業振興を目指すものであります。

なお、指定期間は平成18年9月1日から平成20年3月31日までとさせていただきます。

議案第8号であります。那須烏山市民ふれあい農園及び那須烏山市民ふれあい交流体験館の指定管理者の指定についてでございます。市民ふれあい農園につきましては、都市生活者等に対し、農園での農作業体験を通して土と親しみ、収穫をする喜びを実感させることにより、農業に対する理解を深めさせ、あわせてふるさと観光づくりを進めるため、平成7年度農業農村活

性化農業構造改善事業において整備されたものであります。またふれあい交流体験館については、農産物等の地域資源の有効活用、農産物の高付加価値化等を進め、特産品づくりに寄与するとともに、農村住民の生きがいつくりと都市住民との交流拠点として、平成15年度県単ふれあいの郷づくり事業において整備されたものであります。

このたびの指定管理者の指定に伴いまして、当該施設の円滑かつ効果的な運営を図るためにも、財団法人那須烏山市農業公社を指定管理者として指定をし、活動の活性化を進め、地域の農業振興を目指したいと考えております。なお、指定期間は平成18年9月1日から平成20年3月31日までといたします。

議案第9号でございます。那須烏山市自然休養村センター関連の指定管理者の指定でございます。この施設、一体的に運営をされておりました、管理運営につきましては設置・管理条例施行規則に基づきまして、財団法人南那須自然休養村協会に委託をしております。当協会は管理維持に対する豊富な経験と知識を有するとともに、料金徴収関係の実績も十分に備えております。また、キャンプ場につきましては、自然休養村の一角に位置し、受付などの一部事務を当協会に委託をしております、実務的にも効率よく運営できておりますことから、あわせて指定をして運営を図ってまいりたいと考えております。なお、指定期間は平成18年9月1日から平成20年3月31日までといたします。

次は議案第10号 那須烏山市やまびこの湯の指定管理者の指定についてであります。那須烏山市やまびこの湯は平成18年4月1日から営業を休止いたしておりました、5月1日に市広報紙により募集を行い、6社から応募がありまして、選定委員会による書類選考、業者プレゼンテーションによる聞き取りの結果、大金温泉グランドホテル株式会社を指定管理者の候補に決定をした次第でございます。

同社は温泉を利用したホテルの経営の中で、企業経営及び温泉に関する豊富な経験と知識を有しており、また同ホテルの温泉を運搬し、やまびこの湯を温泉として再スタートさせる計画であるため、指定管理者の候補とした次第であります。指定期間は平成18年9月1日から平成23年3月31日までといたします。

次は議案第11号 那須烏山市山あげ会館及び那須烏山市龍門ふるさと民芸館の指定管理者の指定についてであります。このことにつきましては、現在、那須烏山市烏山観光協会に同施設が開館以来委託をいたしております。当協会は維持管理に対する豊富な経験と知識を有するとともに、料金徴収関係の実績も十分に備えておりますので、従前同様、那須烏山市烏山観光協会を指定管理者の候補者として選定をした次第でございます。指定期間は平成18年9月1日から平成20年3月31日までとさせていただきます。

議案第12号 那須烏山市観光物産センターの指定管理者の指定についてであります。当施

設は昭和62年12月にオープンをして以来20年余り、旧南那須町観光協会及び那須烏山市南那須観光協会に委託をいたしております。当協会は観光物産センターの維持管理に関する豊富な経験と知識を有しております、また、大金駅前にある観光物産センターは本市の観光振興の拠点として整備をされております、本市観光協会との相乗効果には計り知れないものが期待されております。従前同様、那須烏山市南那須観光協会を指定管理者の候補者として選定をした次第でございます。なお、指定期間は平成18年9月1日から平成20年3月31日までとさせていただきます。

以上、一括上程をさせていただきました議案第4号から議案第12号まで提案理由の説明をさせていただきました。何とぞ、慎重審議を賜りまして、可決ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 特に指定管理者に関することではありませんけれども、各種の公の施設については、特に農水省関係で国庫補助金を導入した施設については、そのまま事業名を使っている。特に自然休養村、先ほど全協の中でもありましたが、山村活性化保健休養施設、休養施設はロッジ、森林総合利用促進施設はくじら亭とかある。これは多分、補助金指導要綱か何かで8年間で縛りが外れると思うんだけど、これはこのまま事業名をずっと、そのほかにもありますよね、これは一般的にはわかりにくいから、その辺は今後どのように縛りを外すのか、そのままずっと補助事業の名前を残していくのか、その辺を1点お聞きします。

以上です。

市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 自然休養村協会関連につきましては、大変長い名前で旧農林省の補助事業を十分取り入れてきた関係上このようなことになっております。このことにつきましては、事務局で県との協議も既に行っているわけですが、やはり県とか国はなかなかかたくなな考えを持っておりまして、補助事業であるから、やはりこの名前はそのまま継承されたいというような指導もございますので、市といたしましては自然休養村施設もこぶしの湯とかログキャビンとかそういう俗称を使っておりますので、そのようなことも市民の皆さんには周知をしながら、こういった公文書上も決算上は、こういった長たらしい、しかもわかりにくい名前を使わざるを得ないということもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） それは何とかわかるんだけど、地方の時代だと言われていて、

いつまでもそういうひもつきみたいになっても、独立したというか、地方は地方で市民の皆さんにわかりやすいものがよろしいのかなと思います。それは一応検討事項といいますか、要望として申し上げたのです。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 佐藤議員のご指摘はごもっともなご意見でございますので、さらに県ともそのような具体的な名前生まれ変われるように要望してまいります。ご理解いただきたいと思えます。

○8番（佐藤雄次郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 条例改正関係から大体の中身はわかってきたんですが、やまびこの湯関係について何点かご質問したいと思えます。まず、仕様書の施設の使用料というのが15番目にあるんですけども、そこでは年額60万円というのが消してあって41万円になっているんですね。これは、こぶしの湯と比較をして、施設の敷地面積がこぶしの施設から見ると41%だから、あっちが100万円なので41万円という考え方なんだろうけれども、施設の新しさとかそういうのを考えれば、この60万円のとおりやってもらったほうがよかったかなというふうに思うんですけども、何で60万円が41万円になったのか。この辺をお聞きしたいと思います。

さらに、また施設を増築した場合には面積により年額加算するというのだから、面積がふえればその分だけ年額の使用料は上げますよということだと思うんですけども、18番目に施設の改修、修繕というのがあるんですね。ここでは施設の設備に改修、修繕の必要が発生したときは、その原因が経年劣化によるもの及び自然災害等によるものは原則市が費用負担をし、軽微な修繕等及び改修、修繕の発生した原因が借受者にある場合には、原則借受者が費用負担するものとする。なお、大規模改修、修繕については別途協議するとあるんですけども、8月15日付けの下野新聞によれば、内定をされた業者の方は将来的には駐車場部分に売り場を新設するなど、道の駅風な機能を持たせて集客を図るとあるんです。この辺ですね、どんなふうに考えているんですかね。

基本的に増改築はこの業者が勝手に事業を進めるわけですから、当然そちらのほうに負担を願いたいというふうに市のほうで考えるでしょうけれども、もしこの事業を委託されたこの指定管理業者が経営がうまくいかない場合には、当然撤去せざるを得ませんよね。あるいは条件を何か違反行為をして信用を失墜したというような場合には撤退するわけですけども、そういう場合には大規模改修、増築も含めて当然業者のほうには負担してもらいたい。しかし、撤

去する場合にはそれは市のものにしてもらいたいと私は思うんですけども、その辺の考え方、それはどんなふうにお考えなのか。

もし、事業がうまくいかなかった場合には、やはり何かしらの担保が必要なわけなので、その辺増改築をした場合には、もしうまくいかなかった場合には市に提供するという事で担保にしてもらいたいと思うんですけども、その辺がもしだめな場合にはというのが仕様条件にないですよ。この辺がどうなっているのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず、最初の使用料の60万円の件でございますが、大変不手際な資料を提出して大変申しわけございません。60万円につきましては一番最初に商工観光課の中でどのぐらいがいいかなということで検討した数字でございます。ただ、60万円というのは根拠がないんですよ。何で60万円だといったときに根拠がないわけでございますので、それでは根拠あるものは何かと申しますと、こぶしの例をとるほかありませんので、面積的な要件から41万円になったということでございますので、これは最初は事務的な数字あるいは理由があった数字が41万円というふうにご理解をいただきたいと思っております。

増築などをしてふえる面積についてでございますが、これらにつきましては仕様書の中でもふえた場合どうするという事も協議はしておりません。したがって、協定書の中でそれらを明確にしたいと思っております。

修繕につきましてもあったわけでございますが、簡単な修繕は受けたほうが修繕する。大規模な修繕については協議するというふうになっているわけでございますが、現在において大幅な修繕の予定はないわけでございますが、表の販売等、道の駅風を取り入れるということで予定されているわけでございますので、それらは受け人負担ということで考えております。また、いろいろな疑問点は協定の中でいろいろ詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 答えになっていない。だめになって撤去する場合に、大規模改修した部分については市に提供してもらおうということを決めてもらいたいと思うんですが。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 経営が行き詰まって撤退したときどうなるんだということでございますが、先ほど全協の中で助役が申し上げましたとおり、必ずうまくいくと確信を持っているわけございまして、これらは業者の方と積極的に経営がよくなるようお願いをしたり協力をしたりしてやっていきますので、経営が行き詰まるという前提はしていないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） それは甘いよ。だって、経済行為は生き物ですからね。それはそれなりに企業としては相当な努力をされると私も確信はしておりますけれども、相当な努力をしてもうまくいくかどうかかわからないと私は思います。それはうまくいかなかったときに、もめるもとなりますよ。だから、協定書の中に、それはやはり大人の関係なんですからきちんと、もちろん100%うまくいくと思いますけれども、だめになることも可能性としてはないわけではないので、当然契約の中に明け渡す際にはこうしてくださいというふうに協定をするのは当然かというふうに思うんですが、その点、市長、後で答えていただきたいと思います。

さらに、業者さんが道の駅風なことをやって、その中に直売所等とも協議を図りながら地元との協力、協働を進めたいという考え方で、私はこれは賛成なんですけれども、できれば指定管理業者に委託をすれば、そこが全部仕切るのであるというふうに思うんですが、前にやまびこの湯が始まった当初、那須烏山市の中にも酒造メーカーがあるにもかかわらず、全く銘柄の違うお酒などを販売して非常に議会の中でも問題になったことがございます。

そういうことなので、できれば指定管理業者と行政との相談だと思っておりますが、できる限り直売所も含めて、中で取り扱う物品については地元と共存共栄できるような方法を考えていただきたい。とりわけお酒の銘柄については地元でと、ぜひ意識をしてもらいたいということで、特に酒販組合等との共存を考えていただきたい。

直売所等がもし決まれば、業者間等でも話し合いをされると思うので、そこで申し上げるつもりでおりますが、行政のほうとしてもそれは越権行為になるのかどうかちょっとわかりませんが、指導できるというのが先ほど13条のほうにもありましたので、ぜひ地元産品を大いに利用していただきたいということをお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） これからの指定管理者指定の業者との子細な打ち合わせの中で、いろいろな造作物等も出てくる可能性は十分ございます。その際の、条例上は基本的には原状復帰が原則なこともご理解いただきたいと思います。しかしながら、せっかく設置をしたものは大変もったいないわけでございますので、これは市に帰属するというような形で協議を進めるべきだろうと考えておりますので、協定書の中で明確にさせていただきたいと考えております。

以上です。その他のことにつきましては担当部長よりお答えをいたします。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 直売所等との協調と種類、特に販売についてでございますが、これらにつきましては私のほうで一存で決めるということではできませんので、指定管理者になる大金グランドホテルと十分協議しながら、また地元の皆さんと協議しながら進めてまい

りたい。直売所につきましては、過日、直売所の組合の代表の方とちょっとお話ししまして、協定を結ぶときに地元とお話をしたい。また、自治会とお話ししたいというふうに考えておりますので、特に地元と共存共栄して実施したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 管理委託します各施設についてどの程度の補助金または交付金を出しているのか。私の調べたところによりますと、あすなろ作業所は先ほどの先輩議員の言うとおりなんですが、那須烏山市農産物等加工処理施設は予算書の中から探すことができなかったんですが、それと農業会館ですね、農業公社489万円何がし、あと那須烏山市八ヶ代コミュニティセンター、これも予算の中ではどこかちょっとよくわからなかったんですね。それと那須烏山市民ふれあい農園及び那須烏山市民ふれあい交流体験館の金額、休養村センターについては2カ所から243万5,000円と177万4,080円というのが出ていると思うんですが、そのほかあるようでしたら。森林総合利用促進施設、農林漁業体験、キャンプ場については156万1,000円ほど出ていると思うんですが、出ていないところをお聞かせ願いたい。

山あげ会館については2,186万9,000円、ふるさと民芸館については281万2,000円出ているんですが、このあたりのことで、金額と補助金額、もしくは交付金額と、小山市の例などをとりますと、30%ぐらいの人件費の削減ができるというようなことも新聞等では報道されているんですが、9月1日から再来年の3月31日までの契約ということになっていきますので、一概には何%とはちょっと言えないと思うんですが、どの程度見込んでいるのかをお聞かせ願いたいと思っております。

それともう一つ、やまびこの湯については先ほどからもいろいろ言われていますが、地元から陳情が出ています。早急に開場してほしい。地元の直売所の方から陳情が出ていますので、よろしく協定書のほうに、地元の方がとんでもないものをつくられたというようなことがないように、よく検討していただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 最後のやまびこの湯に関しましては、過日の地元の横枕自治会の市政懇談会でも一日も早く再開をという要望は、私も十分承知をいたしております。また、今、直売所を組合の組織でもっておやりになっておりますが、これも早く再開をということで考えておまして、さらに活性化をさせる目的で地元の直売所、あるいは先ほど酒販組合等のお話もございましたけれども、地元のお酒をというようなことは当然だろうと思っておりますので、そのようなことで進めていきたいと思っておりますし、また、地元の住民の皆さんを初め不安があるのも聞き及んでおりますので、この議決がなされましたら地元に入りまして、市が主催をして説明

会をしたいと考えております。そのようなことで、今後の具体的な要望等あるいは意見等も私は聞いていきたいと考えておりますので、そのことについてはひとつご理解をいただきたいと思ひます。

その他数字的なことは担当部長のほうに報告をさせます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） ただいまの件についてお答え申し上げますが、大変申しわけないんですが、項目が多いものですから予算書はまだ上程されていないんですが、9ページに債務負担行為の欄がございますので、ここをちょっとごらんになっていただければありがたいなと思ひますので。とりあえず補正予算のほうのここで説明を申し上げたいんですが。

順序が多分逆になるかと思ひますが、質問の順序ではないかもしれませんが、9ページのふれあい交流体験館管理委託でございますが、ここでは農業公社に委託するわけでございまして、先ほど農業公社へ490万何がしの補助をしているという話はされましたが、農業公社そのものに人件費相当額と申しますか、補助している金額でございます。これは平成17年度におきましては農業公社においてヘリコプターを買いましたので、それが七百万円、あるいは全町の花構想が100万円、それらが入っております。

このふれあい交流体験館につきまして、ここでは指定管理者になりまして、今回300万円支出する予定になっております。その300万円というのは農業公社に委託するイチゴとかパンとか若干経営的に赤字が出てきておりますので、それらを補てんする意味におきましても今回300万円を計上させていただきました。実際の数字は208万1,000円でございますが、ふれあい農園のほうで19万9,000円の減額がございますので300万円ということでございます。

次は市民ふれあい農園の委託でございますが、ことしの当初予算を65万円計上しておりますが、今回の指定管理者で45万1,000円を支出する予定になっておりまして、これが19万9,000円減額でございます。

大金駅前にある観光物産センターは、管理費として280万円を当初予算で計上しているわけでございますので、これは同額で計上させていただきました。それらの施設等の管理を含めると372万円になるわけでございますが、建物の管理委託については280万円というふうにご理解をいただきたいと思ひます。

自然休養村のキャンプ場の管理でございます。守山キャンプ場でございますが、これらについて当初156万1,000円を計上させていただいておりますが、これは今回の指定管理者の中では36万6,000円を委託費として計上させていただく予定になっております。

次は山あげ会館でございますが、山あげ会館の当初の委託は2,178万5,000円ござ

いまして、今回委託するのは959万6,000円、その内訳といたしまして709万1,000円につきましては管理の委託費としての金額を予定しております。もう一つ、これからの入館料は観光協会といいますか、指定管理者のほうの収入になりますので、それが250万5,000円を見ておりまして、合わせまして959万6,000円ということで、会館に委託する金額は709万1,000円ということをご理解をいただきたいと思います。ちなみにこれは現在の金額の2万9,000円減になるわけでございます。

龍門ふるさと民芸館は281万2,000円で計上しておりまして、契約は同額というふうな考え方になっております。漏れているのがあるかもしれませんが、以上で今回の指定管理者の契約ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 市民ふれあい農園が約300万円、19万9,000円ほど減額ということになっているんですが、これはほとんど人件費なのかどうか。その他も人件費と考えられるものがあるんでしたら、委託する意味でも経費の削減という意味から、なるべく削ってほしいと思っていますので、その辺はどのように考えているのか。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 市民ふれあい関係の農業公社に委託する300万円につきましては、市民ふれあい農園は19万9,000円減額しまして45万円で経営ができるわけでございますが、委託するイチゴ部門とパンの加工部門が幾分赤字になってきております。内訳を申しますと、それらを管理する経営部門がマイナス71万1,000円、収入支出の内訳は申し上げないとしましても、観光イチゴ部門が139万3,000円、加工部門のパンが86万円の赤字になっておりまして、総体の赤字が335万8,000円でございますので、今回それらに300万円を補助するというようになってきております。

さらに、それで済むのかという疑問が出てくるかもしれませんが、イチゴについては、一般に比べて若干収量が少ない面がありまして、金額に跳ね返ってくるというのが1点と、もう一つ、入園料を一番いいときが大人1人1,200円、子供900円だったと思いますが、これらを100円ぐらい上げてはどうかというふうな考えもあるんですが、総体の売り上げからすれば大体50万円ぐらいなんですね、100円値上げしても。ですから、値上げは見送るとしましても、何とか収量を少し上げるような努力をしていきたいと考えております。

もう1点のパンにつきましては、今年度10円ずつ値上げをさせていただきまして、各種いろいろな種類があるんですが、110円から120円に値上げをさせていただきました。値上げをさせていただいたわけでございますが、今、結構売れ行きがいいんですね。したがって、現在の予想では86万円ぐらい赤になるかもしれませんが、私はもう少し赤が減ってくる

のかなと思っておりまして、今回330万円赤字になっておりますが300万円補てんして、おおむね年度末には赤字がないような決算ができるのかなと思っております。

もう1点は聞き漏らしてしまっていて申しわけないですが、もう1回お願いします。人件費のことだったと思うんですが、申しわけないですが。

人件費については各施設、今回委託しておりますので例えば龍門ふるさと民芸館、人件費は見ておりませんでした。次年度からこの人件費もあわせて見るような形になっております。南那須の観光物産センターも同じでございます。現在そこに勤めている方、月に二十数万円の人件費でございますが、これらについては人件費削減の努力はしなくてはならないと思っております。非常に難しい問題であります。特に人件費を削減しないと管理についてそれらがもろにかぶってきますので、人件費の削減については十分考慮しながら努力してまいりたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 十分考慮していただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 午前中からずっと指定管理者の話が出ているんですが、今、指定管理者の団体の名称が出ました。そういう中で、那須烏山市の財政難、指定管理者の意義というのは大変大きいと私は思うんですね。そういう中で、執行部のほうの話もありましたが、あまり変わらない。何も変わらないんだと。私は指定管理者制度ができて、一番ここで変わらなくなっちゃならないのではないか、目覚めなくちゃならないのではないかと思っておりました。

しかし、そういう中で、あまり変わらないのでは仕方ないので、やはりこういう機会をとらえて、同僚議員も言いましたが、もう少し時間を有して指定管理者というものは本当にどうなんだと。この市でどう生かすんだということが私も大事だと思います。行革プランの中でもありましたが、本当に民間を参入させてやらせるのか、市ではそういう考えはどんな検討をしたのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今回の指定管理者指定につきましては、今、提案理由でも述べましたように、説明のとおり一応指定をさせていただきました。これも期限を切ってやまびこを除く指定管理者の指定につきましては、平成20年の3月31日までと期限を区切らせていただきました。あまり変わっていないというご指摘ございましたけれども、確かにやまびこの湯を除くものについては全く変わりがなくて、そのまま随意契約等の形で進めておりますけれども、これからの補正予算でもわかりますとおり、やまびこの湯の削減は4,600万円でございます。したがって、今回のこの議案の中での目玉はまさにやまびこの湯でございます。

したがいまして、先ほど申し上げておりますとおり、その他のことにつきましては1年7カ月の中でこれから考えられるだろう、やはり地方にも伸びてくるであろう民の参入、そして官と民の市場化テスト、いわゆる競争入札でございます。これは英断を持ってやっていく必要性を感じているというのが先ほどの答弁でございます。

したがいまして、今回このような形で平成20年度までやまびこの湯を除くことにつきましてはこのような形になりましたけれども、それでも来年度からの人件費等については削減を考えてこの当初予算に組み入れたいという考えを持っております。したがって、当面1年7カ月につきましては、今までの行政サービスを落とすことなく、従来どおりのことを踏襲させていただく。そういった制度になっておりますので、基本的な考えは経費削減と行政サービスの維持向上の2つでございますので、この理念は全くこれからも変えることなく不動のものとして取り扱ってまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 7番佐藤昇市君。

○7番（佐藤昇市君） 再確認でございますが、平成20年3月31日までの契約ではございますが、その後また新たな指定管理者、きょう今決まろうとしている指定管理者も含めて、新たな気持ちでそういう新しい発想の中でそういうことをやるということによろしいんですね。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、佐藤議員のご発言のことでおおむねそのようなご理解でよろしいと思っております。この指定管理者制度は、9月1日からこういうことで始めさせていただきますが、今後1年7カ月の間には、先ほど申し上げましたとおり、議会との協議も十分必要でございます。また、有識者あるいは学識者、住民の声も大いに聞きながら、改革をしていかなければならないと思っておりますので、そのようなことから進めていくことを再確認をさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 議案第4号から議案第12号まで、それぞれ質問項目を挙げてきましたが、きょうは時間の関係上、議案第10号 やまびこの湯の指定管理者の指定について2点ほど質問申し上げます。

まず、第1点は、指定管理者が途中倒産した場合、となりましては現状回復に要する費用というのは全額市が負担しなければならないと思っております。その対策として、敷金のようなものを市が預かるというように今後条例で定めてはいかがなものでしょうか。既に市営住宅の使用料、ここでは敷金を3カ月分徴収することができるという条例もありますので、これからこれらにつきましても検討する必要があるのではないかと思います。申し上げたわけでありまして、

もう1点、今回、やまびこの湯の温泉は大金温泉から陸送するそうでありますが、水質は果

たして保たれるのか。私も非常に心配をしております。例えばレジオネラ菌とか細菌に汚染されないか不安に思っているわけなんです、そこで水質検査、衛生対策、市はいかなる指導を行う考えなのか。これはだれが管理監督するのかお伺いいたします。

以上2点お願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、敷金等についてのご提案がございましたので、このことにつきましては、今後議決後、当業者さんと協議をする中で真剣に検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 陸送された温泉の検査でございますが、これは前に温泉の表示をしていいかどうかというのを県のほうに伺って協議した経緯がございますので、これからの検査についてまだ検討していないわけでございますが、県のほうの温泉の関係機関と連携を図りながら、例えば何か月ぐらいの期間に検査したほうがいいか相談しながら検査するような方向で実施してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 市長、この敷金については、今回の契約の中では徴収することはできないのではないかと考えておりますので、次回契約からはこれが適用されるように整備をお願いできればと思って発言したわけであります。

温泉の水質検査、衛生対策、これは市と県のほうが共同でもって管理をすると解釈してよろしいわけですか。了解しました。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、議案第4号から議案第12号までの9議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第5 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決いたしました。

続いて、日程第8 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について

○議長（小森幸雄君） 日程第14 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算についてを議題といたします。

○議長（小森幸雄君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算の概要でございます。補正予算額は4,603万7,000円を減額をし、補正後の予算総額を104億7,698万5,000円とするものであります。内容でございます。地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の管理運営について従来の管理委託制度に変わり、指定管理者制度が創設をされ、平成18年9月1日より導入をされることに伴いまして、16の施設について指定管理者制度を導入するため、所要の予算措置を講ずるものでございます。

歳出における6款農林水産業費につきましては、都市農村交流施設運営費として市民ふれあい農園及びふれあい交流体験館の指定管理委託料を増額するものでございます。7款商工費につきましては、自然休養村キャンプ場運営費、山あげ会館運営費及びやまびこの湯運営費に関して、それぞれの施設ごとに精査を行いまして、所要額をそれぞれ減額措置をいたしました。

歳入につきましては、指定管理者の権限として徴収することとなりますことから、使用料及び手数料として山あげ会館使用料、やまびこの湯使用料及び自然休養村キャンプ場使用料を減額補正いたしました。また、諸収入に関しましては、指定管理者の指定に伴い、やまびこの湯の雑入である食堂、売店等収入についても減額補正いたしました。

このことから、指定管理者制度に移行することに伴いまして、1,749万6,000円の節減を図ることができたために、財政調整基金繰入金を減額することといたしました。なお、債務負担行為の補正につきましては、ふれあい交流体験館管理委託など6件の債務負担行為を新たに追加することといたしました。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今、市長の提案理由の中に、今回この指定管理者指定に伴う経費節減が4,603万7,000円。わかりました。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 二、三お伺いいたします。まず、4ページにある債務負担行為の補正なんです、それぞれの施設これで済むのかと思つたらとんでもない。これは委託料がこれだけでもって、それ以外に施設によっては補助金から人件費を出している。または施設の修理費、これはまた別途に出すというようなさまざまな予算の工夫をしながら、執行部は出すものですから、我々議員には非常にわかりづらい。これらは今後すべてが委託管理費で出すような方法はとれないものか、これが1点。

次に、今度は内部なんです、7ページの一番頭に商工使用料、山あげ会館使用料が当初では716万円を見ていました。それが436万円5,000円も減額になるんですが、なぜこれほど減額されるのか、これが1点。

次に、8ページの農林水産業費、農業費の農業施設費、この説明欄に都市農村交流施設運営費があります。これは当初でも467万2,000円を見ております。さらに今回280万1,000円も補正をするわけですから、合わせますと747万3,000円も支出することになります。なぜこれほど赤字になっているのか。この穴埋めの理由についてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 3項目にわたりましてご質問をいただいておりますが、さきの委託

費等の問題の明細書を添付できないかというご指摘でございますので、確かにわかりにくい面がございますので、別資料がいいのかどうか。あるいは事務的には総務部長から詳細にお答えさせますけれども、そのような形で例えばふれあい交流体験館の管理委託はすべてでこれだけだよと。人件費ほかそういったふうにしていくべきだろうと私も思います。そのことは前向きに検討させていただきたいと思っております。

山あげ会館あるいは収入減だと私は思いますが、これも経済環境部長からお答えいたします。それと都市農村交流事業のふじた体験むらの先ほど経済環境部長からも赤字補てん分だということでございますが、恐らくこれも詳細には部長のほうから報告をさせますが、いずれにいたしましても、都市と農村の交流の事業の中で赤字を出していることは間違いない。しかし、これをこのままこれでいいという考えは当然持っておりませんので、これも指定管理者制度が9月1日から施行されることになりまして、当面、農業公社に委託をいたしておりますけれども、1年7カ月の間にそのような民間の競争入札も入れながら、経費を削減する目的で進めていくということは繰り返しの答えになりますけれども、そのようなことを考えておりますので、この補正についてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず第1点の山あげ会館の436万5,000円の減額でございますが、これは当初で716万円の歳入を計上したわけでございまして、436万5,000円の減額というのは、既に現在279万5,000円が会館の入館料として入っているわけでございまして、9月以降指定管理者になってしまいますので、436万5,000円を減額するわけでございます。

467万2,000円、後者の都市交流関係の事業でございますが、これは国県の補助事業を実施するわけでございまして、先ほど若干説明したのとダブるわけでございますが、もう1点農業公社のほうで補助しております。490万円何がしは人件費相当額。

それからもう1点、750万円はヘリコプターを今年度1,100万円で導入いたしましたので、それらの補助が750万円、もう1点は全町花構想で100万円農業公社のほうに補助をしております。それらが現在までの補助でございまして、今回の300万円、予算上では280万1,000円になっていますが、19万9,000円がふれあい農園で減額させていただきましたので、今回出すのが300万円ですが予算上では280万1,000円でございます。

なぜ300万円を出すかと申しますと、農業公社が委託しております体験関係の交流館あるいはパン工房あるいはイチゴ、それらについて330万円の赤字が現在予想されている状況でございますので、指定管理者を指定すると同時に300万円を補助する。先ほど私のほうでは

それらの赤字解消策としましては、パンのほうは110円から120円に値上げをしてきましたので、幾分経営がよくなってきた。イチゴについては若干の収量が足りないんじゃないかなということがありまして、これからの技術指導をしましてイチゴの生産のアップを図ってまいりたい。そんなふうなことでございまして、今回300万円を投入すれば、年度末おおむね赤字が解消されるのかなと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今、このいちご園とパン加工の関係なんですけど、平成16年度で両施設に対して税金を870万円投入しているわけなんです。平成17年度は9月の決算の中で出てきますからここで検討したいと思っているわけなんですけど、さらに平成18年度も差額の税金投入ということは、決して一般住民にとってみれば許されるものではないと思っておりますので、さらなる努力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） このことについては、ふじた体験むら及び小倉の休養村ということで7,000万円の事業で行ってまいりました。県単事業ということもありまして、働く農村の女性の活性化、都市と農村の交流事業、そういうことによりまして都会からの交流人口もふやそうじゃないか。あるいは地域の農業を活性化しようじゃないかということで始められた事業でございます。

今、ご指摘のとおり、いろいろとその数値を論じられれば、結果としてはそのような結果で大変不本意な結果で終わっていることは大変私も責任を感じます。したがって、いろいろと努力を講じておりますが、当面この指定管理者制度をそのまま1年7カ月はそのようなことで踏襲をさせていただくことに先ほどなりましたけれども、経済環境部長から申し上げましたとおり、いろいろな施策を講じながら赤字解消に向け努力をしていきたい。また、ついでにはさらなる大きな改革を考えていくことは先ほど申し上げたとおりでございますので割愛をさせていただきます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

これもちまして、この臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） 一言、閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年第6回那須烏山市議会臨時会を開催させていただきまして、12議案を上程をさせていただきました。いずれの議案も慎重審議を賜りまして、原案のとおり可決、ご決定を賜りましたことはまことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

今期臨時会の主たる議案は、指定管理者制度導入に関連するものでございました。行政体も官民挙げた市場化テスト、いわゆる競争入札の時代に入ってまいりました。従来の実業のサービスを維持向上させ、経費縮減を目的とする当制度は、今後、本市にありましても英断を持って取り組む必要性を強く感じております。一日でも早い交付税依存型から脱却をして、自立をした那須烏山市を構築しなければならないことにあるからであります。ぜひ議会におきましてもご理解を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

さて、ことしの夏は盆明けからの残暑がひとときお厳しい状況でございます。議員各位にありましては健康第一、健康に留意されまして、さらなる議会活動にご活躍されますようお願いを申し上げます。重ねて今期臨時会、無事閉会となりましたことを衷心よりお礼を申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 以上で、平成18年第6回那須烏山市議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

[午後 0時58分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成18年12月5日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 五 味 渕 博

署 名 議 員 沼 田 邦 彦